

第286回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年12月2日(木) 14:00~15:00
2. 通知年月日 令和3年11月25日(木)
3. 公示年月日 令和3年11月25日(木)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 1階 大会議室C
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師
(県) 漁業振興課 松本企画監
" 漁業調整班 伊藤主任技師
" 資源管理班 石田主任技師
6. 議題
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

その他

7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第286回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から松本企画監、第2号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から石田主任技師、第3号議案説明のため漁業調整班伊藤主任技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、中澤委員と菊地委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」

第2号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」

○第3号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

その他

となっております。

それでは、第1号議案と第2号議案は関連する内容であるため、

第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」、

第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案について、お手元の資料の2ページをご覧ください。県から諮問文がまいておきますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の3～26ページに関連する資料を添付しております。

続いて、第2号議案について、お手元の資料の28ページをご覧ください。県から諮問文がまいておきますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の29～40ページに関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。

県担当者

(漁業振興
課資源管理
班)

1号議案関係

技術的修正：方針別紙1の漁獲量の管理の手法等（別紙1-1第2の1の(2)の等）に関する記載の修正

- ・各魚種漁法の漁獲量の報告期限について、積み上がった際には県が公表をした日から管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内、ただし、国からの追加配分等で超過の恐れがなくなったと認める場合は、3日以内という期限を外すという規定にしている。
- ・この記載ぶりについて、水産庁が国の資源管理方針の記載ぶりを修正しており、県の資源管理方針も合わせるようにとの指導があったため、合わせるとともに、新たに「陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない）」という文言を追加。
- ・この規定の修正については、数量を明示している管理区分全てに反映させている。

県担当者
(漁業振興
課資源管理
班)

技術的修正：方針別紙 1 - 3 の第 3 の漁獲可能量の知事管理区分への配分に関する記載の修正

- ・国から県へ配分された数量について、数量を明示している中型まき網漁業と、その他漁業への配分の仕方を規定しており、過去 3 か年 (H 2 8 ~ H 3 0) の漁獲実績に基づいて案分するとしている規定を H 2 9 ~ R 1 に更新。

- ・中型まき網漁業への按分比率について、0.901から0.895に更新。

技術的修正：方針別紙 1 - 3 の第 4 の漁獲可能量による管理手法以外の手法による資源管理に関する事項に関する記載の修正

- ・漁獲努力量管理としている区分について、長崎県下の漁船数の統計値の更新により、21,000隻から20,000隻に修正。

- ・別紙 1 - 4、1 - 5、1 - 7 も同様。

- ・なお、別紙 1 - 6 するめいか漁業については、長崎県下の漁船隻数から、大臣届出小型するめいか漁業 (漁獲量管理が大臣管理区分であるもの) を差し引いた19,000隻で変更なし。

会 長

2号議案関係

○まあじ、まいわし、さんまの令和 4 管理年度の当初配分量について説明

「まあじ」

長崎県枠：令和 3 年 (1 月 ~ 1 2 月) 18,200トン

うち中型まき網漁業 16,400トン

会 長

令和 4 年 (1 月 ~ 1 2 月) 20,200トン

うち中型まき網漁業 18,100トン

「まいわし」

長崎県枠：令和 3 年 (1 月 ~ 1 2 月) 現行水準

令和 3 年 (1 月 ~ 1 2 月) 現行水準

「さんま」

会 長

長崎県枠：令和 3 年 (1 月 ~ 1 2 月) 現行水準

長崎県枠：令和 3 年 (1 月 ~ 1 2 月) 現行水準

- ・国から県への数量配分で使用される基本シェア (直近 3 か年の漁獲実績シェアの平均値) は、令和 3 ~ 5 管理年度の TAC 設定においては、H 2 9 ~ R 1 のデータを用いて算出されている。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

今回、令和4年のまあじとまいわしについて、案が示されていますが、まあじについては、年変動が比較的少ない魚種ですので、国の留保枠の消化率が低い状況です。まあじは国留保枠を25%から20%に落としていいる一方、まいわしは30%で据え置いているのは、国も、まいわしが年変動、地域変動が激しい可能性が高い魚種と認識していると解釈して良いと考えています。

その中で、長崎県では、令和3年に初めて「現行水準」という管理が始まって、現行水準県は当初から数量がないため、増枠もないということですが、宮崎県は当初配分が2,500トンであったにもかかわらず、3回の追加配分を受けて最終配分が22,000トンとなっています。当初配分とはいったい何だったのだろうかという状況です。長崎県は現行水準ということで5,000~6,000トンという目安があります。去年は年の途中で見直す必要もなく、結果としても何もなかったのが良かったです。対馬暖流系で大型まき網の大臣管理区分は当初が1,900トンで最終が4,400トンでした。1,900トンという数量配分がなされたならば、見直しをしています。現行水準のところは、今後目安数量まで漁獲が来た場合に、どういう対応をするのか、水産庁の見解はあるのでしょうか。

今年が1年目で、現行水準とされている県は結果として1件も見直しをしていません。そして、見直さないという実績もできてしまいました。このような中で、もし現行水準の取り扱いをしている所で、漁獲実績が目安を超えるようなところまで来た場合、果たしてどうするのか、水産庁の見解の情報があれば教えて下さい。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班)

委員ご指摘のとおり、国の留保枠については、まいわしについては30%で据え置かれました。

現行水準の取り扱いについて、水産庁からは明確な見解、こうして下さい、何%超えたら不可といったような公式な通知はございません。ただ、これまでの担当者会議等を通じて言われていたのは、基本的に目安数量があるため、獲り放題ということではない、目安数量を1~2割超えると大幅に超えている場合とみなし、県は指導を行って下さいと言われております。この指導とは、例えば混獲や目的採捕の回避、漁場移動や他魚種への移行を想定されているようです。

一方で、このような指導等を見ても採捕停止にはならないという現状がございます。ただ、漁獲量が積み上がっていったら、現在数量を明示されている富山県、石川県のような数量まで達した場合、翌年からは数量を明示させていただくことになるということは聞いてございます。

岡部委員

今の部分は少し楽観視しすぎかと思っています。目安数量の1~2割を超えたら指導をするように、とのことでしたが、宮崎県の当初2,500トンが22,000トンとなるのは1~2割どころではありませんよね。宮崎県は以前もさばで同様のことがありました。当初配分はものすごく少ない数量だったのが、最終は3万何千トンまで配分されたことがありました。ありえないような数量が配分されていて、もはやTACの信頼がなくなっていました。

もう一つが、宮崎県の例がわかりやすいので、例としますが、22,000まで増枠されたことで、仮に20,000トン獲っても超過になりません。33ページにある通り、基本シェアの算定では漁獲可能量超過分は漁獲実績に含まないとか、次の配分の際に、超過分は次年度枠から減枠されます。このような状況で、6,000トンある長崎県が現行水準というあやふやな状態で、2,400トンの大臣管理の大中まき網漁業は数量配分なので、増枠も受け付けるという矛盾が起きていると思います。この矛盾のままやっていくとなると、漁業を営む者とすれば、TAC自体を信用できません。ここはしっかりとした説明を求めたいと思います。

県担当者

委員ご指摘の通り、現状、現行水準ではあるのですが、まいわしに限らず他魚種でも、当初現行水準であっても、県が「数量明示」を希望すれば数量明示の区分になれます。昨年見直しがあった際、課内でも現行水準と数量明示とどちらが管理として良いのか検討しましたが、漁獲の積み上がりがたまたまなかっただけかもしれませんが、問題がなかったので、引き続き現行水準という案を出させていただいています。

もし、管理が非常に困難であるとか、他県の状況も見ながら、数量を明示した方が長崎県にとって良いということになれば、水産庁に対して数量明示の希望を出していく必要もあると考えています。

岡部委員

昨年は現行水準の1年目、その前までの「若干」という区分は、概ね100トン未満、もしくは定置漁業を主とする漁法で漁獲される県は若干

とすると明言されていきました。今般「現行水準」と言葉が変わり、ほとんどの人が「若干」と同義語と捉えています。「若干」の頃は数量がないので、超過もなく良いという意見交換もしたこともありましたが、ただ、「現行水準」になって、1,900 トンの大臣管理枠ですら、超過しそうになって4,400 トンまで見直しをしている、これに対して、現行水準の県については、見直さないという実績ができてしまっています。

まいわしに関しては、5、6、7、8、9 月と、初めて年 5 回も水産政策審議会が行われて見直しを行っているのですが、私は先ほど、四半期ごとでも見直しをしていただけると助かりますと意見を出したところですが、毎月変更して、年 5 回も。以前はそんなに水産政策審議会は開けないので、度重なる見直しはできませんという回答の時もありました。それで、私は四半期ごとにでも見直しをしていただければ、現場に合った数字で管理ができるのではないのでしょうかという意見を出したこともあるのですが、そのように水産庁の方針も変わってきて、この現行水準についても、これだけ見直しの機会があるのであれば、数量配分を受けて、例年並みの 6,000 トンの当初配分を受けて、終る時に 12,000 トンとか、20,000 トンとか、宮崎県が 2,500 トンが 22,000 トンまで認められているのですから、これくらいの数字になってもおかしくないのではと思います。本当に現行水準でいくべきか、数量配分を求めるべきなのか、真剣に討論するべきではないかと思います。

会 長 ご意見ということでよろしいでしょうか。
 他にご意見等ございませんか。

（意見等なし）

会 長 ご意見等もないようですので、議案毎に議決をとることとします。
 まず、第 1 号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 ご異議もないようですので、第 1 号議案「長崎県資源管理方針の変更

について（諮問）」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

岡部委員

今年度については、現行水準というものの検証がまだ十分できていませんので、現行水準で良いと思います。ただし、今後に向けて、まいわしについては長崎県として6,000トン前後の漁獲実績がありますので、現行水準というものについて、しっかり検証していただきたいという要望を付けさせていただいて、賛成ということとしたいと思います。

その他委員

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案について、お手元の資料の42ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料43～45ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁業調整班）から説明いたします。

県担当者
（漁業振興
課漁業調整
班）

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明。

- ・一重さし・三重さし網漁業（橘湾東部地区）
- ・三重さし網漁業（伊王島西部海域）
- ・小型いかつり漁業（県外）

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

吉本委員 橘湾東部のさし網というのは、何を獲られているのでしょうか。

県担当者 かに、ひらめ、あらかぶ等々と獲られておりまして、時期によって変わってくるということです。

吉本委員 1年間通してやられているのでしょうか。

県担当者 年間通してです。主漁期は、4～9月です。

会 長 他にご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長 他にご意見等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、その他の件とします。
委員の皆様から何かありますか。

(質問、意見等なし)

会 長 事務局から何かありませんか。

事務局 (次回開催案内(2～3月頃予定))

会 長

それでは、これもちまして、第286回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

(1 2 月 2 日 1 5 : 0 0 終 了)